

美幌町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画 (計画項目の概要) (案)

1. 計画の項目

今回の大項目（章）については、以下の第 1 章から第 7 章の 7 項目の構成とし、それぞれ「1 章- 1 節- 1 -(1)-①」の順番で章の大項目を柱に、中項目（節）以降で内容ごとに細分化して、具体的に明記します。

- 第 1 章 計画策定にあたって（第 1 節～第 3 節）
- 第 2 章 美幌町の人口構造（第 1 節～第 2 節）
- 第 3 章 高齢者の現状（第 1 節）
- 第 4 章 計画策定の基本理念（第 1 節～第 2 節）
- 第 5 章 計画基本方針を達成するための展開（第 1 節～第 10 節）
- 第 6 章 介護保険事業計画（第 1 節～第 5 節）
- 第 7 章 第 10 期介護保険事業費の見込と保険料（第 1 節～第 2 節）

2. 各項目の内容

各項目の内容については、以下概要のとおりとなります。

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 章では、計画策定の趣旨、計画期間など具体的な考え方について示します。

【第 1 節 計画策定の趣旨】

- 1 計画策定の背景と目的
 - ・策定の背景及び目的について
- 2 計画策定の法的根拠及び位置づけ
 - ・根拠法である「社会福祉法・介護保険法・老人福祉法」について、令和 8 年改正（令和 8 年法律第 51 号・令和 9 年 4 月 1 日施行）を踏まえた法的位置づけ
- 3 他の計画との関係
 - ・町の総合計画、地域福祉計画との関連性

【第 2 節 計画の構成】

- 1 計画期間
 - 令和 9 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とした 3 力年計画
- 2 計画策定における推計の考え方
 - 2040 年を見据えた中長期的な介護サービス見込量の推計や高齢社会の姿を見据え、介護保険法及び厚生労働省の基本指針をもとに、3 年間（令和 9 年度～11 年度）の事業計画を策定

【第3節 計画の策定体制】

1 美幌町高齢者保健福祉・介護保険事業推進委員会の設置

本計画は、保健・医療・福祉に係る機関・団体等から構成された委員会において策定

2 アンケート調査の実施

高齢者の実態とニーズをアンケート調査により把握し、計画に反映

第2章 美幌町の人口構成

第2章では人口、世帯数、高齢化率等について過去からの推計を示します。また、計画年度の将来人口推計と、**団塊世代が75歳以上となる2040年を見据えた中長期的な将来推計**を示します。

【第1節 人口構成】

1 人口構成

令和8年4月1日現在の人口構成（現状）

2 人口の将来推計

令和9年度から11年度、令和22年度の推計

3 高齢者人口及び高齢化率の将来推計

令和9年度から11年度、令和22年度の推計

【第2節 高齢者世帯の状況】

1 高齢者世帯構成とその推移

単身世帯、その他の世帯などの構成（現状）

第3章 高齢者の現状

第3章では、先に実施したニーズ調査を基本に、現在の高齢者の暮らしの状況について、その割合などグラフや表を用いて示します。

【第1節 高齢者の暮らしの状況】

1 家族構成、生活状況

2 運動など

3 口腔・栄養

4 物忘れ

5 日常生活

6 社会参加

7 福祉サービスの利用

8 認知症

第4章 高齢者の現状

第4章では、計画を進めるうえでの基本方針を示します。

【第1節 計画を進めるうえでの目標・視点】

【第2節 計画目標を達成するための基本方針】

- 1 介護保険・高齢者生活支援サービスの充実
- 2 地域包括支援センターの体制整備
- 3 認知症施策『共生と予防』の推進
- 4 高齢者虐待防止
- 5 介護予防・健康づくりの推進
- 6 生きがいづくり・支え合い活動の推進
- 7 介護予防・日常生活支総合事業の推進
- 8 在宅医療・介護連携の強化
- 9 地域ケア会議の推進
- 10 地域における生活環境の充実
- 11 介護人材確保と生産性向上の推進

第5章 計画基本方針を達成するための展開

第5章では、第4章での基本方針について具体的な施策の展開を示します。

【第1節 介護保険・高齢者生活支援サービスの充実】

高齢者が介護や支援を必要とする状態になったときでも、可能な限り住み慣れた地域や家庭での本人の力を活かし、自立した生活を続けられるよう中長期的な人口動態や高齢者のニーズを適切に捉え、2040年度（令和22年度）を見据え地域の実情に応じたサービス提供体制を検討します。

また、居宅での生活が困難になった場合のため、民間活力による介護保険施設の計画的設備の必要性について引き続き状況をみて検討を進めることとします。

1 介護サービス基盤の充実

介護保険制度による各サービス（居宅・施設・地域密着型）内容を記載。さらに、施設や事業所の在り方も含め、今後の整備に向けた検討やサービス向上のためにわかりやすい情報発信に努める旨を記載。

2 高齢者福祉在宅サービスの推進

町独自で実施する各在宅サービス内容を記載

3 夜間対応型訪問介護の廃止と統合

夜間対応型訪問介護を廃止し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に統合、移行を推進する旨を記載。

【第2節 地域包括支援センターの体制整備】

これまでの総合的な相談対応を始め、複雑化・複合化したニーズへの対応や地域の相談支援機能の強化に加え、**頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進します。

地域包括ケアシステムの深化に向けた地域の拠点として、**センターの機能強化を図り**、より良い支援を行える体制を整備するとともに関係機関との連携・役割分担を深め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

1 体制強化

- ・相談窓口としてのさらなる周知
- ・体制整備から介護予防支援や総合相談支援業務など、センターが地域への支援をより適切に行う体制整備のため、業務の簡素化や研修等による質向上とともに各事業所との連携を図る
- ・総合相談支援業務において、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応や支援を明確な業務範囲として明記し、相談体制及び機能強化を図る**
- ・行政等との連携強化

2 適正運営

- ・地域包括支援センターの人員の適正配置制
- ・地域包括支援センター運営協議会の設置

【第3節 認知症施策『共生と予防』の推進】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症になっても本人やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族の視点を重視しながら支援する相談支援体制及びネットワークの構築、意見表明の機会や社会の様々な活動に参画する機会の確保、適切なサービス提供などの整備、強化を図ります。また、成年後見制度の利用促進のため、さらなる権利擁護の充実を図ります。

1 認知症の相談支援及び早期発見

- ・地域包括支援センターの戸別訪問、窓口相談の充実
- ・認知症ケアパスの活用及び普及周知
- ・脳ドッグや健康チェック等の支援
- ・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進委員などの活用による早期発見
- ・**脳の健康度チェックの実施**

2 認知症に関するネットワークの強化

- ・びほろ折り梅の会での連携、SOS ネットワークの普及啓発
- ・チームオレンジ※構築に向けた体制づくりの検討

※認知症の方や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組

3 認知症の理解のための普及啓発活動の推進

- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 若年性認知症やヤングケアラーの町民向け周知（講演会開催など）
- ・ びほろ折り梅の会による町民フォーラムなど認知症の理解促進
- ・ 世界アルツハイマーデー※及び月間イベントの開催

※アルツハイマー病を知ってもらう取組

4 認知症高齢者等及び家族に対する支援

- ・ 認知症高齢者やすらぎ支援事業実施による本人及び家族支援
- ・ 位置情報検索機器（GPS）の貸与事業
- ・ 地域包括支援センターによる男性介護者の会の開催
- ・ 認知症カフェの開催
- ・ 社会の様々な活動に参画する機会や認知症高齢者等が自ら意見する機会の場の提供の取組

5 認知症予防事業の促進

- ・ 教室開催などによる地域での取組
- ・ 各団体による事業の充実のための支援

6 成年後見制度の利用促進

- ・ 相談先として成年後見支援センター、地域包括支援センターの周知
- ・ 関係機関との連携
- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 地域福祉権利擁護事業の実施

【第4節 高齢者虐待防止】

高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者虐待に関する広報活動を行い、町民の高齢者虐待への認知度を高め、相談窓口を周知するなどして高齢者虐待防止を推進するとともに、関係機関のネットワークによる高齢者虐待防止及び早期発見への取組を推進します。

1 高齢者虐待の相談窓口周知と対応

- ・ 美幌町役場保健福祉課、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知
- ・ 関係機関との連携

2 高齢者虐待防止に関する理解

- ・ 研修会開催などを通じて、より理解を深めてもらう

【第5節 介護予防・健康づくりの推進】

健康診査などの保険事業の実施により、生活習慣病などの早期発見、早期治療を勧めるとともに、治療中の疾患の重度化を予防し、高齢者の健康の保持を図ります。

また、介護予防や健康づくりの取組について質の向上と量の拡充を推進することにより、要介護度の重度化を防ぎ、元気な高齢者の健康の維持を図ります。

1 保健福祉総合センターしゃきつとプラザの利用促進

- ・健康遊浴室、運動指導室での各教室等事業展開による利用促進

2 健康診査・予防接種の実施と推進

- ・健康診査等の受診率向上、心臓病や脳血管疾患等の生活習慣病の予防、早期発見及び重症化予防
- ・口腔機能健診の推進
- ・予防接種の推進

3 健康教育による普及啓発

- ・自治会や団体などの地域に入りながら、生活習慣を見直す必要性を普及啓発し、積極的に地域に出向き出前講座などを実施

4 健康相談・訪問指導等の実施と介護予防の推進

- ・保健師や管理栄養士による健康相談や栄養相談などの実施
- ・健診結果等から支援が必要となった方への健康管理及び療養方法など支援を実施
- ・若い世代からの健康づくりの取組が認知症予防にもつながるため、健康づくりと介護予防を一体的に実施

【第6節 生きがいづくり・支え合い活動の推進】

高齢者が生きがいを持ち、また、地域とのかかわりを保ちながら暮らしていけるように、社会参加のための様々な活動を支援します。活動のきっかけづくり、活動の場や機会の提供、活動団体への支援などを進めます。

また、地域の様々な生活支援ニーズに対応していくため、地域資源を活用しながら住民同士の支え合い活動を推進するとともに、**高齢者就労支援を含め高齢者が様々な活動に参画できる機会を確保します。**

1 社会活動参加の促進

- ・シニアクラブへの活動促進に向けての積極的な支援の実施
- ・各種団体活動に資料する際の多目的バスの貸し出し
- ・高齢者が活躍できる通いの場等の充実
- ・老人憩いの家、常設老人クラブの利用周知
- ・多様な交流の場の創出

2 高齢者の就労に対する支援・ボランティア活動の促進

- ・シルバー人材センターへの支援、雇用啓発
- ・高齢者が担い手として活躍できるようボランティア活動の促進

3 生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実

- ・明和大学の充実による活動的な日常生活及び仲間づくりの場の提供
- ・趣味や特技を活かした活動、健康づくり活動や世代間交流ができる機会や場の提供

【第7節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進】

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者等が急速に増加するなか、特に軽度の方を中心に地域サロンの開催や見守り・安否確認、外出支援及び移動手段の確保、さらには買い物・調理・掃除等の家事支援といった生活支援の必要性が増加しています。このような介護給付に馴染まない多様な生活支援サービスが地域で提供される体制の構築が重要となっていることから、既存の生活支援サービスの含めた総合事業についてこれからも充実を図るとともに、より効果的に事業を実施するために介護予防・重度化防止に努めます。

1 事業の概要

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

2 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・専門的なサービスに加え、地域の多様な主体によるサービスの提供体制について推進

3 一般介護予防事業の推進

- ・介護予防把握事業
 - 閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へとつなげる
- ・介護予防普及啓発事業
 - パンフレット等による介護予防活動の普及啓発
- ・地域介護予防活動支援事業
 - 地域における住民主体の介護予防活動の支援
- ・一般介護予防事業評価事業
 - 介護予防の取組を検証し、評価を行う
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
 - 地域でのリハビリ専門職等による介護予防事業の推進

【第8節 在宅医療・介護連携の強化】

医療と介護の両方のニーズが高くなる 75 歳以上の高齢者の増加を踏まえ、医療と介護を効率的かつ効果的に提供するため、さらなる連携強化が必要となっています。高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を強化するため、医療と介護の連携に向けた取組を推進します。

1 在宅医療と介護連携の強化

- ・多職種による連携の推進
- ・在宅療養の支援、相談体制の強化
- ・アドバンス・ケア・プランニング（ACP）※の体制整備

※元気なころから患者、家族、医療者がこれからの治療やケアを話し合いで決めておくこと
（“人生会議”ともいう）

- ・在宅医療・介護連携のための人材の養成
- ・町民への普及啓発

【第9節 地域ケア会議の推進】

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの深化のための有効なツールであり、さらなる取組の推進が必要です。このため、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために、**身寄りのない高齢者の支援など地域の課題を抽出し、新たな社会資源の創出及び地域づくりを推進します。**

1 個別課題から地域課題までの解決

- ・地域包括支援センターを中心にした地域ケア会議を開催し、地域課題の共有を図る

【第10節 地域における生活環境の充実】

今後、高齢化が進展する中で、地域における見守り体制の充実、地域資源の把握及び開発、安心して生活できる環境整備が重要となるため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体等と連携し、また美幌町生活支援・介護予防体制整備推進協議体での議論を取り入れ、地域づくりを積極定に支援していくよう努めるとともに、**改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅部局と福祉部局が連携し、居住支援と福祉サービスの一体的な提供体制の構築について検討を推進します。**

また、地域づくりの母体となる各地域の方々に見守り活動等の重要性をお示しし、体制強化への支援を行います。

1 在宅支援サービスの周知、促進

- ・在宅にいる高齢者に対する支援サービスのさらなる周知

2 地域の見守り活動の推進及び見守り体制強化の支援

- ・自治会、民生委員及びボランティアなどによる見守りの充実
- ・各地域の理解を得ながら、さらなる見守り体制構築への支援
- ・たすけあいチームへの連携と支援
- ・自治会連合会による高齢者家族安心カードの配布
- ・地域見守り活動連携協議会の推進、充実

3 冬期間の生活環境の整備

- ・自力での除雪困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、町建設部局と連携のうえ“間口部分等”の除雪支援の実施
- ・たすけあいチームへの除雪機の貸与
- ・除雪サービスによる支援

4 災害時・感染症対策の充実

- ・災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者の避難のための地域の自主的な取組の促進
- ・町内の各事業所の計画に基づく防災訓練実施への支援
- ・感染症対策の啓発と関係機関との連携体制の構築

5 住環境の整備

- ・高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）の運営充実
- ・手すりの取り付けなどの住宅改修費の助成

【第 11 節 介護人材確保と生産性向上の推進】

北海道が主体となる介護人人材確保に関するプラットフォーム等を活用し、多様な人材の確保・育成、離職防止、介護職の魅力向上等を推進するとともに、介護テクノロジーの導入促進及び電子申請・届出システムの活用により、介護現場の負担軽減、生産性向上を図ります。

1 介護人材の養成及び確保

急速な高齢化による介護サービス需要の増大と、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護人材の確保及び定着・養成は重要課題であることから、介護サービス事業者、国及び道と連携し、取組を推進する旨記載。

2 外国人材の雇用支援

- ・美幌町外国人介護職員確保事業補助金のさらなる周知

3 介護情報基盤の導入支援及び運用

介護情報基盤の整備及び運用開始により、介護現場の負担軽減及び生産性向上を図る。
なお、本町における運用開始時期は令和 9 年 11 月を予定。

第6章 介護保険事業計画

第6章では、圏域設定や被保険者・要介護認定者の人数、各サービスの利用人数などの介護保険サービスに関する現状、計画年度と2040年を見据えたサービス見込量など中長期的な見込及び推計について第5章の施策の展開を反映した内容として示します。

また、円滑な事業運営を行うための方策についても示します。

【第1節 介護保険事業の概要】

【第2節 介護サービス圏域について】

- 1 介護サービス圏域設定の意義と目的
- 2 介護サービス圏域設定の基本的な考え方

【第3節 被保険者数と要介護認定者の現状と見込】

- 1 被保険者数の現状と見込について
被保険者数の実績（令和6年度～8年度）と見込（令和9年度～11年度、令和22年度）
- 2 要介護等認定者数の現状と見込について
要介護等認定者数の実績（令和6年度～8年度）と見込（令和9年度～11年度、令和22年度）

【第4節 介護サービスの現状と見込】

- 1 全体の現状と見込
 - ・サービス利用者件数（率）の実績（令和6年度～8年度）
 - ・サービス利用者件数（率）の見込（令和9年度～11年度、令和22年度） ※以下2～6同様
- 2 居宅サービスの現状と見込
 - ・登録施設介護支援の見込（令和9年度～11年度、令和22年度）
- 3 介護予防サービスの現状と見込
 - ・登録施設介護予防支援の見込（令和9年度～11年度、令和22年度）
- 4 地域密着型サービスの現状と見込
- 5 施設サービスの現状と見込
- 6 地域支援事業の現状と見込
 - ・地域支援事業の概要
 - ・実施状況について現状と見込

【第5節 適切な事業運営】

- 1 保険料の適切な賦課・徴収
- 2 介護給付等に要する費用の適正化事業の推進
- 3 介護サービス情報の公表

第7章 第10期介護保険事業費の見込と保険料

第7章では、第6章をもとに事業費見込の算定を行い、第1号保険料の額を示します。

【第1節 給付と負担、所得段階区分】

1 サービスの給付と負担の関係

サービス費用に対する保険料負担額の関係について

2 所得段階区分

所得段階区分の変更等について図などを用いて明記し、それぞれの段階区分の対象者や基準額に対する割合について

【第2節 第1号保険料の額と設定】

1 第1号被保険者保険料の基準額算定方法

2 介護保険給付費・地域支援事業費等の見込み（※第6章第3節、第4節で示した見込に基づき推計）

3 所得段階別加入者数・所得段階別加入割合補正後の被保険者数見込

4 第1号被保険者保険料

基準額を示し（基金取崩などの対策分含め）、所得段階区分ごとの保険料を決定